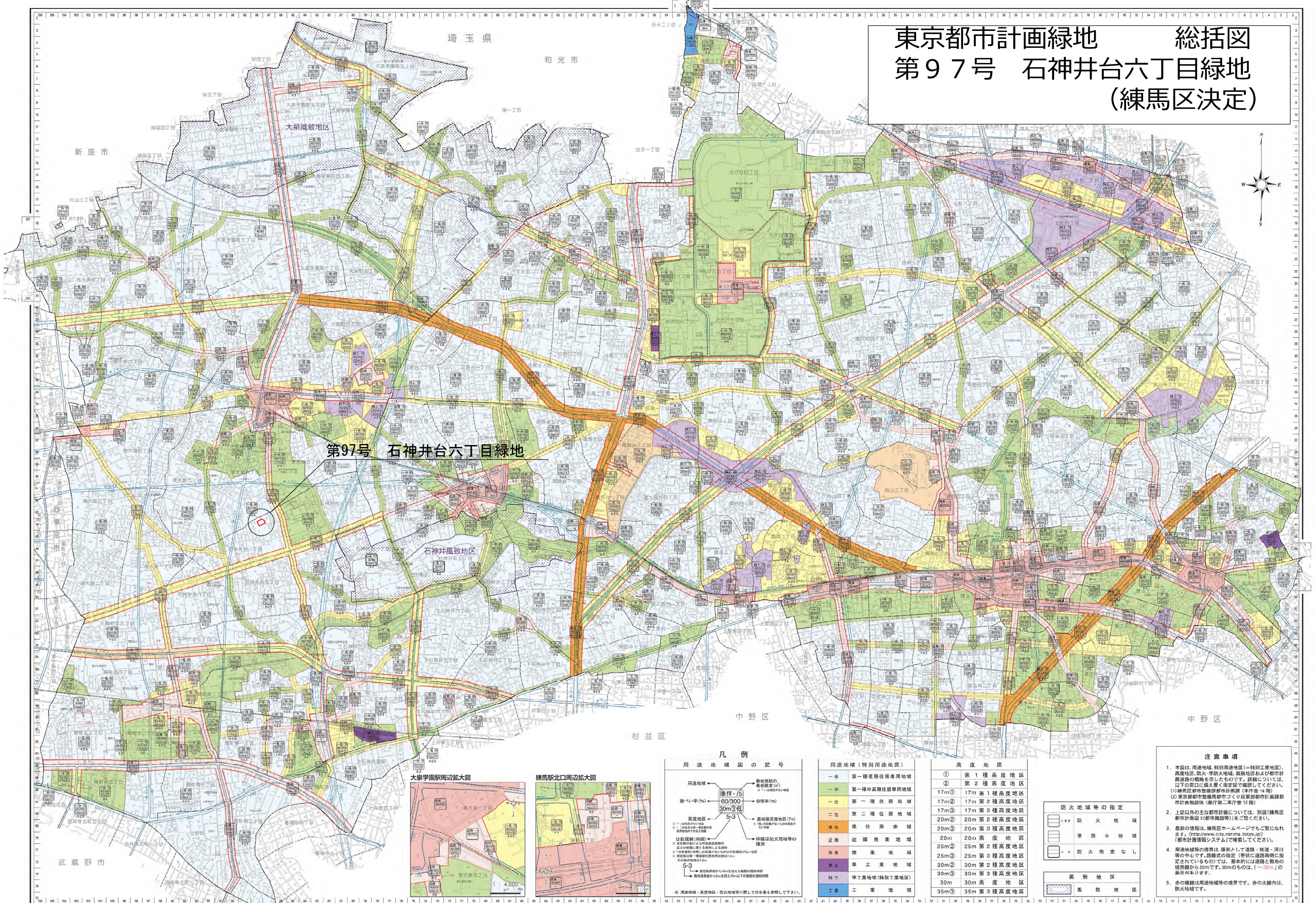
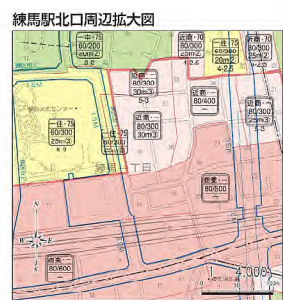


東京都計画緑地 総括図

第97号 石神井台六丁目緑地 (練馬区決定)



第97号 石神井台六丁目緑地



凡例

用途地域 記号

用途地域 (特別用途地区)

高度地区

防火地域等の指定

風致地区

用途地域 (特別用途地区)	高度地区
一低 第一種低層住居専用地域	① 第1種高度地区
一中 第一種中高層住居専用地域	② 第2種高度地区
一住 第一種住居地域	17m① 17m 第1種高度地区
二住 第二種住居地域	17m② 17m 第2種高度地区
準住 準住居地域	17m③ 17m 第3種高度地区
近商 近隣商業地域	20m① 20m 第1種高度地区
商業 商業地域	20m② 20m 第2種高度地区
準工 準工業地域	20m③ 20m 第3種高度地区
特工 準工業地域(特別工業地域)	25m① 25m 第1種高度地区
工業 工業地域	25m② 25m 第2種高度地区
	25m③ 25m 第3種高度地区
	30m① 30m 第1種高度地区
	30m② 30m 第2種高度地区
	30m③ 30m 第3種高度地区
	35m① 35m 第1種高度地区
	35m② 35m 第2種高度地区
	35m③ 35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

防火地域

準防火地域

防火指定なし

風致地区

風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
 (1) 練馬区都市整備部都市計画課 (〒176-8501 練馬区栄町1-16-16)
 (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (〒100-8501 東京都千代田区千代田1-12-12)
 - 上記以外の主な都市計画については、別途「練馬区都市計画図3(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」)でご確認ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路幅等の指定(帯状)に道路両側に指定されているものは、基本には道路と用地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
 - 赤の太線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。